


所管部課	都市建設部土木課	部長	内藤 峰雄																				
件名	市道路線の廃止について（市道第1196号線及び第1197号線）																						
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項																		
関係事項	条例規則																						
	部課機関	社会教育課																					
1. 要旨																							
<p>(1) 社会教育課で進めている「都立公園内用地借上げ料免除」について、借上げ用地の1/3の面積を東京都へ譲与することで、借上げ料が一括免除になることから、東京都への譲渡対象用地として、東大和緑地内の交通の用に供されていない市道第1196号線と第1197号線を廃止したい。道路法第10条第1項の規定に基づき、路線を廃止するため、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>幅員 m</th> <th>延長 m</th> <th>面積 m²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道第1196号線</td> <td>東大和市湖畔 3丁目1180番1先</td> <td>東大和市湖畔 3丁目1178番先</td> <td>1.82</td> <td>69.83</td> <td>127.90</td> </tr> <tr> <td>市道第1197号線</td> <td>東大和市湖畔 3丁目1167番先</td> <td>東大和市湖畔 3丁目1170番1先</td> <td>1.82</td> <td>126.05</td> <td>232.06</td> </tr> </tbody> </table>						路線名	起点	終点	幅員 m	延長 m	面積 m ²	市道第1196号線	東大和市湖畔 3丁目1180番1先	東大和市湖畔 3丁目1178番先	1.82	69.83	127.90	市道第1197号線	東大和市湖畔 3丁目1167番先	東大和市湖畔 3丁目1170番1先	1.82	126.05	232.06
路線名	起点	終点	幅員 m	延長 m	面積 m ²																		
市道第1196号線	東大和市湖畔 3丁目1180番1先	東大和市湖畔 3丁目1178番先	1.82	69.83	127.90																		
市道第1197号線	東大和市湖畔 3丁目1167番先	東大和市湖畔 3丁目1170番1先	1.82	126.05	232.06																		
<p>当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第4条第1項第3号（路線の廃止条件）に適合する。</p>																							
<p>(2) 影響と効果 廃止することで維持管理する必要がなくなり、東京都に譲渡することにより、旧日立航空機株変電所用地借上料及び慶性門用地借上げ料、1,897,644円及び1,557,468円（平成27年度決算額）の合計3,455,112円が一括免除となる。</p>																							
2. 経過（現時点に至るまでの経過）																							
<p>平成27年8月 東京都から土地使用料免除についての相談あり 平成28年8月～ 旧日立航空機株変電所用地と慶性門用地について、東京都と交渉</p>																							
3. 留意事項（問題点等）																							
<p>東大和緑地内の市道は、この他に10路線（廃道数含む）あるが、一部路線に2件の民地が接道していることから、現在では5路線のみ廃道可能の見込みである。</p>																							
4. 主管部処理案（検討結果等）																							
<p>平成28年第4回市議会定例会に、議案を提出したい。</p>																							
5. 審議結果																							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。